

地下水モニタリングはいつまでやらなければならないの？

キーワード

土壤汚染対策法、有害物質使用特定施設、地下水

ワンポイント解説

地下水の水質の測定に関して、地下水汚染が生じていない土地の場合、1年目は4回以上/年、2年目から1回以上/年、11年目以降は1回以上/2年、定期的に地下水中の特定有害物質の測定が求められます。

なお、汚染除去等の措置の完了を報告する場合、4回以上/年、地下水の水質を測定し、地下水基準に適合した状態が2年間継続することを確認する必要があります。